





# 春の全国交通安全運動

平成27年5月11日(月)～5月20日(水)  
5月20日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

- 運動の基本**
- ・ 子供と高齢者の交通事故防止
- 運動の重点**
- ・ 自転車の安全利用の推進  
(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
  - ・ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - ・ 飲酒運転の根絶



**三重県交通安全スローガン**

ゆずりあう <sup>みえ</sup>心が三重る 道が好き  
～安全は あなたの自身の 心がけ～

## 三重県交通安全協会では 交通事故無料相談 を行っています。

「治療費を払ってもらえず困っています。どうしたらいいの?」「示談の方法はどうしたらいいの?」  
交通事故でお困りの方は、ひとりで悩まずにご相談ください。  
電話相談のほか、相談員や弁護士による面接相談(予約制)も受付けています。



	実施日・住所等	時間
電話相談	月曜日～金曜日 (土・日曜祝祭日を除く) 三重県栄町庁舎5階 059-223-1331	9:00～12:00 13:00～16:00
相談員による 面接相談 (事前に予約が必要です)	毎週木曜日 (祝祭日の場合を除く) 三重中央自動車学校 059-234-2175	9:00～12:00 13:00～16:00
弁護士による 面接相談 (事前に予約が必要です)	毎月第3木曜日 (祝祭日の場合は第4木曜日) 三重中央自動車学校 059-234-2175	14:00～16:00
○予約受付時間 9:00～16:00 月曜日～金曜日(土・日・祝祭日を除く)		
○予約受付先 059-223-1331 又は 059-233-1333		

## 第43回 あなたの運転技術を試してみませんか? 二輪車安全運転三重県大会参加者募集のお知らせ!

**参加費無料!**

二輪車の安全運転技術と交通マナーの向上を図ることで、交通事故を防止しようと毎年開催しています。昨年は、ベテランの方から初めての方まで総勢28名の選手が参加し、法規走行と技能走行の2種目で腕を競いました。あなたの安全運転技術を試してみませんか。

- 開催日：平成27年6月7日(日)
- 開催場所：三重中央自動車学校  
津市高茶屋4丁目48番8号  
059-234-2175
- 参加クラス：① 若年者クラス(20歳未満・50cc以下の原付)  
② 女性クラス(50cc以下の原付)  
③ 一般Aクラス(126ccから400cc以下の二輪車)  
※ 全国大会の競技車両は400ccです。  
④ 一般Bクラス(400ccを超える二輪車)  
※ 全国大会の競技車両は1,100ccです。
- 競技内容：法規走行(交差点の通行、合図、安全確認等)  
技能走行(スラローム、千鳥走行、一本橋走行等)
- 主催：(一財)三重県交通安全協会  
三重県二輪車安全運転推進委員会
- 後援：三重県警察本部・三重県二輪車普及安全協会
- 協力：(一社)日本自動車販売協会連合会三重県支部  
(一社)全国軽自動車協会連合会三重事務所



三重県大会

各クラスの成績上位者の中から、8月1日(土)及び8月2日(日)に鈴鹿サーキットで開催される全国大会に出場していただく三重県代表選手を選考します。サーキットを目指してみませんか? 多くの方のご参加お待ちしております!

詳しくは、(一財)三重県交通安全協会  
TEL 059-228-9636 へお問い合わせください。

# 自転車の安全利用について

三重県警察本部交通部企画課  
調査官 保田 秀樹

## 自転車は車の仲間

自転車利用者も交通ルールを守り、安全な運転に心がけましょう。  
また、車の運転者や歩行者も自転車の交通ルールを知り、お互いが思いやり交通事故防止に努めましょう。

三重県内の交通事故発生状況及び自転車事故発生状況  
(平成26年中)

	県内発生状況	自転車事故発生状況
死者	112人(+18人)	18人(+10人)
人身事故件数	8,100件(-1,704件)	954件(-196件)
負傷者数	10,717人(-2,168人)	939人(-204人)

( )内は昨年比を示す。

## 自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外  
道路交通法上、自転車は軽車両です。したがって歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。  
(歩道通行ができる場合)  
○ 道路標識等で指定された場合 ○ 運転者が13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人の場合  
○ 車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合
- ② 車道は左側を通行  
自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行  
歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。
- ④ 安全ルールを守る  
○ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止 ○ 夜間はライトを点灯 ○ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用  
児童、幼児の保護責任者は、児童、幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。  
※ 罰則：違反した場合は、それぞれ法令によって定められた罰則が科せられます



(自転車及び歩行者専用標識)

## 道路交通法の一部改正(平成25年12月1日から)

- 自転車が路側帯を通行するときは、道路の左側部分にある路側帯を自動車や原付と同じ方向に通行しなければなりません。(道路交通法17条の2)  
※ 罰則・路側帯の歩行者の通行を妨げた場合 2万円以下の罰金
- プレーキを備えていない自転車を、警察官が停止させ検査することや、その自転車の運転者に対して、運転の中止等を命じることができるようになりました。  
検査を拒否したり、命令に従わなかった場合は罰則もあります。(道路交通法第63条の10)  
※ 罰則・命令に従わなかった場合 5万円以下の罰金(平成27年6月1日から)
- 一定の悪質な違反行為をして2回以上摘発された自転車運転者は、公安委員会が行う講習を受講しなければなりません。(道路交通法第108条の2、同108条の3の4)  
※ 罰則・受講しなかった場合 5万円以下の罰金



## 対人傷害等保険への加入促進

自転車を運転して加害者となる交通事故を起こしてしまった場合、被害者が受けた損害を賠償をしなければなりません。民事上の高額賠償責任を問われるケースが増えています。万が一の事故に備えて、TSマーク制度(傷害保険・損害賠償付き点検整備)や損害保険に加入しましょう。

## 第55回 交通安全国民運動中央大会

平成27年1月15日及び16日の両日、第55回交通安全国民運動中央大会が東京都内で開催されました。  
1日目は、グラントヒル市ケ谷において「地域・家庭部会」、「交通安全教育部会」及び「企業部会」の三部会に分かれて分科集会在開催され、交通安全対策について討議されました。  
2日目は、日比谷公会堂において本会議が開催され、秋篠宮同妃両殿下のご臨席を仰ぎ、全国から約2,000人が参加する中、交通事故犠牲者に対する黙祷に続いて、交通安全賞章などの表彰のほか、交通安全年間スローガン、交通安全ファミリー作文最優秀入選者に内閣総理大臣賞が授与された後、大会宣言が行われました。  
多年にわたり、交通安全のために献身的な尽力や交通事故の防止と交通秩序の確立に功績を残された受賞者の皆様に敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。本大会において三重県内で受賞された皆様(個人及び団体)は次のとおりです。

- ◆ 交通安全優良団体等  
尾崎正幸(亀山)
- ◆ 緑十字金章「交通安全功労者」  
吹上重一(伊賀)
- ◆ 緑十字銀章「交通安全功労者」  
竹内チエ子(四ノ宮)  
中尾平太郎(鈴鹿)  
野田さち子(津)  
石川則紀(津)  
鈴木康男(大松)  
伊藤生男(伊賀)  
渡邊繁(伊賀)  
由紀子(伊賀)
- ◆ 交通安全優良事業所  
日本ハム食品株式会社  
愛知機械工業株式会社 松阪工場
- ◆ 交通安全優良学校  
亀山市立関幼稚園
- ◆ 優良交通安全協会  
大台地区交通安全協会
- ◆ 優良交通安全管理者協議会  
鈴鹿地区交通安全管理者協議会